

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年8月29日
【発行者名】	クローバー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 多根 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
【事務連絡者氏名】	田子 慶紀
【電話番号】	03-6262-3921
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	らくちんファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、平成28年5月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、国内外株式への投資に関して、世界経済の流れに沿ってフレキシブルに対応するファンドを新たに組入れるため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は、訂正部分を示します。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

<訂正前>

##### 2.【投資方針】

（前略）

##### （2）【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
- ・さわかみファンド

また、組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託）に投資する場合があります。

\* 上記は、平成28年3月末日現在の指定投資信託証券です。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（中略）

#### （参考）指定投資信託証券について

指定投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成28年3月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、平成28年3月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（後略）

<訂正後>

## 2. 【投資方針】

（前略）

### （2）【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
- ・さわかみファンド
- ・ひふみ投信

また、組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託）に投資する場合があります。

\* 上記は、本書提出日現在の指定投資信託証券です。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（中略）

（参考）指定投資信託証券について

指定投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、本書提出日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、本書提出日現在ののものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（後略）

原届出書の該当箇所に以下の内容を追加します。

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	ひふみ投信
運用の基本方針	
基本方針	<p>受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。</p>
投資対象 及び 投資制限	<p>国内外の金融商品取引所上場株式及び店頭登録株式（上場予定及び店頭登録予定を含みます。）に投資するマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>また投資制限は以下の通りです。</p> <p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないます。</p> <p>スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないます。</p> <p>金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行ないます。</p>
投資態度	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資します。</p> <p>株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p>「ひふみ投信」の運用にあたっては、短期的な成績向上を狙うような投資は行ないません。</p> <p>なお、運用成果について目標とするベンチマークは設定しません。</p>
収益分配時期 及び方法	<p>年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。但し、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。</p> <p>収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.0584%（税抜0.980%）
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません

	その他の費用	<p>一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指を行なった場合の当該借入金の利息、租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払われます。</p> <p>ファンドに係る監査費用及び当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0054%（税抜0.005%））を乗じて計算し、毎計算期末又は信託終了のときに、ファンドから支弁します。</p> <p>なお、上限を年間54万円（税抜50万円）とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。</p>
その他		
	委託会社	<p>レオス・キャピタルワークス株式会社  金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1151号  一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本証券顧問業協会加入</p>
	受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社  登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号</p>
	信託期間	無期限
	決算日	毎年9月30日（休業日の場合は翌営業日）

以上